

新庁舎北棟整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 工事概要

目的	本工事は「ラディアン周辺行政機能等集約基本設計」(令和7年3月策定)における「新庁舎基本設計」を基に、役場新庁舎北棟を整備するため、受注者を公募型プロポーザルにより選定し、設計及び施工一括方式にて発注するものである。
契約件名	新庁舎北棟建築工事(デザインビルド方式)
工事内容	新庁舎北棟整備の実施設計及び建設工事一式等。(工事監理についても、本工事に含める)なお、工事を実施するにあたっては次の資料を熟読し、把握した上で取り組むこと。 ・ 「新庁舎北棟整備工事要求水準書」(町が要求する内容及び品質を満たすべき最低限の水準。以下「要求水準書」という。) ・ 「新庁舎基本設計図書」(提出書類の審査合格後、参加表明を受け付けた事業者のみに配布)
工事期間	■ 契約締結日から令和10年3月31日まで ※ 主な工事期間 設計業務(確認申請手続き等を含む): 契約日～令和8年3月 建設工事: 令和8年4月(着工予定)～令和10年3月31日しゅん工引き渡し
提案上限価格 (契約の上限額)	提案上限価格の合計は、金2,350,740,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。契約する額は、この提案上限価格以下で、かつプロポーザルにおける「価格提案書」の提案価格を上限とする。 【予算規模の参考内訳】 令和7年度分: 金70,520,000円(税込) 令和8年度分: 金1,365,110,000円(税込) 令和9年度分: 金915,110,000円(税込) 合計2,350,740,000円 ※ 工事費用の内訳には、その他施設の整備に必要な各種調査費、手数料等を含む。(詳細は別紙、「工事及びその他調査、官公庁申請手数料等の適用一覧」による)
契約額の変更	契約額の変更は原則として行わない。ただし、契約締結日から12か月を経過した後に賃金水準または物価水準の変動により契約金額が不相当となった場合には、双方協議するものとする。なお、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとし、その際、リスク分担については、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

2.参加資格

(1)参加者の構成等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる A 項又はB項いずれかの者とする。

A	単独企業
B	自主的に結成した、特定建設工事共同企業体(二宮町特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づくものとする。以下「企業体」という。ただし設計事務所と企業体を構成する場合は、要綱第4条4項を除くものとし、最低出資比率は設けないものとする。)

(2)単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、基準日から優先交渉権者等の公表までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- ・ 二宮町での競争入札参加資格を有しており、二宮町建設工事入札業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者でないこと。
- ・ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ・ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ・ 二宮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

(3)業務別の参加資格要件

参加者のうち、総括責任者、設計業務及び工事監理業務、建設工事を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

総括責任者	設計業務、建設工事の相互調整・統括を行う責任者として、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験がある者を配置すること。企業体で参加の場合、代表構成員に所属する者に限る。
-------	---

設計業務及び 工事監理業務 を行う者	(1) かながわ電子入札共同システムにおいて令和7年度二宮町競争入札参加資格を有し、かつ指定された営業種目として「建設コンサルタント」の「建築設計」を認められていること。 (2) 設計業務において建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (3) 単独企業又は企業体の構成員として、平成22年4月1日以降に竣工した延べ面積3,000㎡以上の施設(令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号または第十二号)の実施設計及び工事監理を完了した実績を有すること。 (4) 参加者の企業と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。 <table border="1" data-bbox="432 779 1386 1317"> <tr> <td>管理技術者</td><td>一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。</td></tr> <tr> <td>建築担当主任技術者</td><td>一級建築士の資格を有すること。</td></tr> <tr> <td>電気設備 担当主任技術者</td><td>建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。</td></tr> <tr> <td>機械設備 担当主任技術者</td><td>建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。</td></tr> <tr> <td>工事監理者</td><td>一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。(管理技術者又は建築担当主任技術者と兼ねることができる)</td></tr> </table> ※ 上記とは別に、構造担当主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有するものを配置する場合は、審査項目①に4点加点对象とする。 ※ 管理技術者、建築担当主任技術者のいずれかは専任で配置すること。 ※ 資格証明書の写し、雇用関係を示す証明の写しを提出すること。	管理技術者	一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。	建築担当主任技術者	一級建築士の資格を有すること。	電気設備 担当主任技術者	建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。	機械設備 担当主任技術者	建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。	工事監理者	一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。(管理技術者又は建築担当主任技術者と兼ねることができる)
管理技術者	一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。										
建築担当主任技術者	一級建築士の資格を有すること。										
電気設備 担当主任技術者	建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。										
機械設備 担当主任技術者	建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。										
工事監理者	一級建築士の資格を有し、取得後10年以上の実務経験があること。(管理技術者又は建築担当主任技術者と兼ねることができる)										

建設工事を行う者	(1) かながわ電子入札共同システムにおいて令和7年度二宮町競争入札参加資格を有し、かつ指定された営業種目として「工事」の「建築一式工事」を認められていること。 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。 (3) 単独企業又は企業体の代表構成員として、平成22年4月1日以降に竣工した延べ面積3,000㎡以上の市町村役場の本庁舎(令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第二類)を竣工した実績を有すること。 (4) 参加者の企業と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。	
	現場代理人(建築担当主任技術者) ※ 企業体で参加の場合、代表構成員に所属する者に限る。	・ 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。(現場代理人は監理技術者を兼ねることができる。) ・ 本工事に専任で配置。
	監理技術者	・ 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を有すること。 ・ 本工事に専任で配置。
	電気設備担当主任技術者	・ 一級電気工事施工管理技士資格を有すること。
	機械設備担当主任技術者	・ 一級管工事施工管理技士資格を有すること。
	※ 電気設備担当、機械設備担当に建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有するものを配置する場合は、審査項目①に2点加点対象とする。(各担当に配置する場合はそれぞれ加点する) ※ 資格証明書の写し、雇用関係を示す証明の写しを提出すること。	

3. 参加方法等

公告の日	■ 令和7年3月28日(金)
------	----------------

質問と参加表明の受付	■公告の日～令和7年4月17日(木)17時到着分まで随時受付ます。 ・メールのタイトルは「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。 ・質問の提出方法:質問書(様式1)により財務課財務契約班あてに電子メールで提出すること。 ・質問は到着した日の17時までの分について3開庁日以内を目途に回答するとともに、町公式ホームページに随時掲載します。 ・電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答できません。												
参加表明の受付と関係資料の配布	■公告の日～令和7年4月17日(木)17時到着分まで随時受付ます。 ※ 以下の様式へ記入の上、財務課あてにメールで提出すること。(タイトルは「プロポーザル参加申込(企業名)」とすること) ※ 参加表明で提出された書類に対し、プロポーザルへの参加資格を満たしているか審査します。 ※ 審査結果は、到着の日の17時までの分について、3開庁日以内に提案企業あてに電子メールで通知します。プロポーザルへの参加資格を満たしている者には、関係資料として「新庁舎基本設計図書」をDVD-Rにて配付します) <table border="1"> <tr> <td>参加表明書(様式2)</td><td></td></tr> <tr> <td>※ 企業体の場合は「特別共同企業体協定書(第8号様式)」の写しを添付すること</td><td>1部</td></tr> <tr> <td>委任状(様式3)</td><td>1部</td></tr> <tr> <td>参加概要調書(様式4)</td><td>1部</td></tr> <tr> <td>企業の業務実績確認書(様式5)</td><td>1部</td></tr> <tr> <td>技術者資格要件確認書(様式6)</td><td>1部</td></tr> </table> ※ 業務実績が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。(企業体の場合は構成企業すべてについて)	参加表明書(様式2)		※ 企業体の場合は「特別共同企業体協定書(第8号様式)」の写しを添付すること	1部	委任状(様式3)	1部	参加概要調書(様式4)	1部	企業の業務実績確認書(様式5)	1部	技術者資格要件確認書(様式6)	1部
参加表明書(様式2)													
※ 企業体の場合は「特別共同企業体協定書(第8号様式)」の写しを添付すること	1部												
委任状(様式3)	1部												
参加概要調書(様式4)	1部												
企業の業務実績確認書(様式5)	1部												
技術者資格要件確認書(様式6)	1部												
技術提案書等の受付	■技術提案書等受付締切:令和7年6月12日(木)17時まで(必着) ※ 提出場所:財務課(持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達証明が証明できる方法とすること。) (1) 提出書類・必要部数 <table border="1"> <tr> <td>資格・実績確認書(様式7) ※技術者分</td><td>1部</td></tr> <tr> <td>技術提案書提出書(様式8)</td><td>1部</td></tr> </table>	資格・実績確認書(様式7) ※技術者分	1部	技術提案書提出書(様式8)	1部								
資格・実績確認書(様式7) ※技術者分	1部												
技術提案書提出書(様式8)	1部												

	技術提案書(様式 9) 仕上りはA4サイズ、6ページ以内とし構成は自由とする。文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。	20部
	価格提案書(様式 10) 金額には、本工事に要する費用の全て(設計費及び工事費等)を含むものとし、総価、内訳の順に直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税等を含めて提示し、社印及び代表者印(企業体の場合は代表企業の代表者とする。)を押印し、提出する。(提案にある項目はすべて計上すること) ※ 無地の封筒に入れて封印し、「本工事名」、「価格提案書在中」である旨を明記すること。	1部
	プレゼンテーション出席者報告書(様式11)	1部
	(2) 作成要領 技術提案書は、考え方や手法等について、以下の①から⑤に配慮して作成すること。(様式9) ① 業務実施方針と体制。配置技術者の資格や経験について ② 基本設計を踏まえた合理的な設計提案について ③ 工事施工にあたり品質確保のための仮設や工法、管理方法の工夫について ④ 工事における安全対策、騒音対策、地域貢献について ⑤ 工事施工後の物件保証の期間と体制について ※ 「新庁舎基本設計図書」及び「新庁舎北棟整備工事要求水準書」の内容を良く把握し、技術提案書を作成すること。 (3) 企業名の表示その他 ※ 審査の公平を期すため、技術提案書提出書(様式8)、価格提案書以外の書類には、企業名、ロゴマーク等提案者が特定される表示は一切しないこと。また、技術提案書の作成は、本工事に携わる担当者が手掛けるものとする。 ※ 著作権等は、企業の責任において確認及び処理をすること。	

プレゼンテーション審査	■令和7年6月16日(月)～18日(水) ※予定 審査は厳正かつ公平に行うため「新庁舎北棟整備工事に係る受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置したうえで実施する。参加表明の審査により選考された者に対し、二宮町が指定する会場でプレゼンテーション審査を実施する。なお、提案企業が1者のみの場合であっても、選定委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。 ・ 日時や会場の詳細については、令和7年6月10日(火)までに電子メールで通知する。 ・ 選定委員会における審査(採点)は、非公開とする。(最終結果については公表する) ・ 出席者は4名以内とし管理技術者、現場代理人も出席すること。 ・ プレゼンテーションは、25分以内として実施し、その後質疑等のヒアリングを15分以内で行う。 ・ プレゼンテーションに参加できない場合は、失格とする。 ・ プレゼンテーションやヒアリングにおいて、企業名は伏せること。また、企業名が特定できるような衣類やバッジを着用しないこと。 ・ プレゼンテーションは、提案者のビジネスノウハウ、著作権保護を踏まえて非公開とする。 ・ 提案企業は、自己の出席時間以外、入室することはできない。 ・ プロジェクターとスクリーン、HDMI ケーブル、電源は町で用意する。その他、PC 等については各提案者で用意すること。 ・ プレゼンテーションは、技術提案書の内容に基づいて行うこと。技術提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。						
審査基準	技術提案を審査する項目と内容は次のとおりとする。 技術提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容から、工事遂行力、課題解決の技術力や工夫等について審査し採点する。 <table><tr><th>審査項目</th><th>審査内容</th><th>配点</th></tr><tr><td>①業務実施方針と体制。配置技術者の資格や経験について</td><td>工事内容や課題を十分理解し、専門的な知見から諸課題に対応できる十分な体制か。実績や経験、工夫等について</td><td>12点</td></tr></table>	審査項目	審査内容	配点	①業務実施方針と体制。配置技術者の資格や経験について	工事内容や課題を十分理解し、専門的な知見から諸課題に対応できる十分な体制か。実績や経験、工夫等について	12点
審査項目	審査内容	配点					
①業務実施方針と体制。配置技術者の資格や経験について	工事内容や課題を十分理解し、専門的な知見から諸課題に対応できる十分な体制か。実績や経験、工夫等について	12点					

		※ 構造設計一級建築士資格者の配置:4点 ※ 建築設備士又は設備設計一級建築士の配置:2点(電気設備担当、機械設備担当へそれぞれ配置の場合は4点)	8点
	②基本設計を踏まえた合理的な設計提案について	基本設計の意図を踏まえつつ、合理的な建物となる設計提案となっているか。維持管理コスト等を低減するための材料、仕様、構造等の工夫やアイデアについて	20点
	③工事施工にあたり品質確保のための仮設や工法、管理方法の工夫について	仮設計画や工法の選定、管理手法について技術的に配慮する点。施工品質や安全性、工期、コストを守るための施工上の工夫について	20点
	④工事における安全対策、騒音対策、地域貢献について	近隣の住民や道路、施設等、周辺に配慮した安全対策や振動、騒音対策等。また、地域経済への貢献に対する具体的な提案について。	15点
	⑤工事施工後の物件保証の期間と体制について	構造躯体、屋上防水、美観、建具、設備、電気等、各機能の保証内容と運用体制について	15点
	事業費(価格提案書の価格)	次の計算式により点数を算出する。 {(1－価格提案書の価格／予定価格)×4}×10+4＝点数(※最大10点)	
優先交渉権者の選定	プレゼンテーション審査により、審査員の得点を合計して順位を決定し、第1位の提案を行った者を優先交渉権者として1者、次点者として1者を選定する。 優先交渉権者と事業の実施について協議を行った上で、事業の契約を行うものとする。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。		

結果通知と 公表	■ 令和7年6月20日(金)(予定) ※ 審査結果を提案者全員に電子メールで通知する。 ※ 優先交渉権者及び次点者の名称については、二宮町ホームページで公表する。
-------------	--

4. 失格事項

本プロポーザルの提案企業又は、提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式が本要領に示された要件に適合していないもの
- (3) 提案書等の提出後に価格提案書内の金額の訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 他の提案企業の構成員になっているもの
- (7) 複数の提案を行ったもの
- (8) 価格提案書のコストが、提案上限価格を超過したもの

5. 仮契約

優先交渉権者の決定後、随意契約(仮契約)に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約(仮契約)の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約(仮契約)の手続きを行うものとする。

6. その他留意事項

- (1) 提出後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案企業の負担とする。
- (5) 資格・実績確認書(様式7)に記載した配置予定の各担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、二宮町と協議の上決定するものとする。
- (6) 二宮町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他、利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (7) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、町にて複製する。

- (8) 町は優先交渉権者を選定後、選定された企業の提出した案に拘束を受けないものとする。
- (9) 現地説明会は開催しない。なお、現地見学又は調査を希望する場合は、事前に町に申し出て町担当者(契約担当課)の承認を得ること。その上で近隣住民及び地区、施設等の管理者へ迷惑が掛からないよう十分配慮すること。
- (10) 選定された企業は各種説明会・会議への参加に協力(地元説明会、庁内会議等)すること。
- (11) 成果品の著作権は二宮町に帰属する。
- (12) この契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬので、**二宮町議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議会で可決された日から効力が生じる。**(7月上旬ごろの予定)このため、議会で可決されない場合は、契約は無効となり、町は損害賠償の責は負わないものとする。
- (13) プロポーザル実施期間の途中で辞退する場合は「辞退届」(様式12)により届け出ること。

7. 問い合わせ先

内容	担当
参加表明・質問・技術提案書提出等 (契約担当課)	財務課 財務契約班(TEL:0463-71-3314) zaisei@town.ninomiya.kanagawa.jp
書類審査、プレゼンテーション審査 (業務担当課)	財産経営課 施設再編班(TEL:0463-75-9483) ※令和7年度より(旧:施設再編課) shisetsu@town.ninomiya.kanagawa.jp

所在地:〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 二宮町役場
ホームページ:<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/>